

第 8 回秦荘町・愛知川町合併研究会会議録

日時：平成 15 年（2003 年）9 月 5 日（金）午後 2 時から午後 3 時 21 分まで

場所：愛知川町役場第 3 会議室

出席者

委員

秦荘町：北川眞道副会長、上田太治副会長、上林貞委員、林正司委員、中村忠夫委員、水野清文委員、宇野昌弘委員、廣田進委員、小泉勇一委員、高橋正夫委員、村西作雄委員、西川博司委員

愛知川町：平元真会長、森隆一副会長、久保田九右衛門委員、藤田進委員、西川昌夫委員、辻野彰男委員、竹中秀夫委員、石部稔英委員、青木信吉委員、姓農明彦委員、杉本幸雄委員、徳田義一委員

オブザーバー：村木一夫秦荘町議会議務局長、山岡勇市愛知川町議会議務局長

事務局：細江新市事務局長、天野孝志事務局次長、北川孝司計画推進班長、藤居祐司総務調整班長補佐、北川三津夫計画推進班長補佐

欠席者：なし

1. 開会あいさつ

細江局長　みなさん、こんにちは。本日はたいへん残暑の厳しい中、また第 3 回の議定例会の開会を控えまして、たいへんお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。全員の方のご出席をいただきましたので、ただいまから第 8 回秦荘町・愛知川町合併研究会を開催させていただきます。それでは次第に基づきまして、最初に平元会長からごあいさつをいただきます。

平元会長　みなさん、こんにちは。本日は第 8 回秦荘町・愛知川町合併研究会のご案内を申し上げましたところ、皆さま方には農繁期、また 9 月の定例会を控えまして極めてご多用の中を、全員の皆さま方にご出席をいただいております。誠にありがとうございます。また、先月は局長の海外出張でございまして、第 8 回目を本来でありますと 8 月に開催させていただくところでございましたが、皆さま方の深いご理解のもとに、本日が第 8 回になっておりまして、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日の案件でございしますが、お手元に次第書を配付させていただいておりますとおり、報告案件 1 件、そして議案 1 件、また、皆さま方からいろいろご指導をいただいております専門部会・分科会の今日までの調査研究等々につきましてご報告を申し上げながら、ご協議を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い

いを申し上げまして、誠に簡単でございますが、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

２．報告事項

細江局長　それでは、早速でございますけれども、２番目の報告案件に入らせていただきます。資料の１ページ、平成１５年度秦荘町・愛知川町合併研究会歳出予算の流用報告ということであげさせていただいております。当研究会の予算事務規程第７条の規定に基づきまして、既に８月１日付をもって予算の流用をさせていただいております。

１ページの下の方の、歳出でございますけれども、需用費の食糧費 2,000 円を報償費へ流用させていただいております。これにつきましては、分科会を設けさせていただいておりますけれども、人事・行政分科会の２分科会の担当職員、それから研究会の事務局の職員 10 名が、岐阜県の瑞穂市役所へ研修に行かせていただいております。岐阜県本巣郡の穂積町と巣南町の２町合併ということで、既に５月１日に合併施行されております。また後ほど報告させていただきますけれども、予算の流用についてはそのようなことで報告と代えさせていただきます。

３番目以降につきましては、議長の方で進行をよろしくお願いいたします。

３．会議録署名委員の指名

４．議事

平元議長　それでは、これより会議を開きたいと思います。本日の会議録署名委員さんの指名を行います。久保田九右衛門委員さん、小泉勇一委員さん、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして議事に入ります。まず、第５号議案平成１５年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算（第１号）についてを議題といたします。事務局より報告また説明をお願いいたします。

細江局長　それでは、第５号議案平成１５年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算（第１号）について、説明させていただきます。資料の２ページ、議案第５号平成１５年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算（第１号）について、議案を提出させていただくということでございます。

３ページ、歳入歳出予算の補正ということで、第１条にあげさせていただいております。歳入歳出それぞれ 132,000 円を追加させていただいて、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,079,000 円ということでお願いをするものでございます。明細については５ページの一番下の歳入のところで、負担金をあげさせていただい

ております。(節)町負担金 132,000 円ということでございます。4 月 1 日に設置させていただきました合併研究会の事務所の借上料の 2 町負担金ということで、それぞれ 66,000 円、計 132,000 円の負担金をあげさせていただきました。

歳出につきましては 6 ページでございます。事務費の需用費といたしまして、消耗品費(コピー用紙・ファイル等)を 250,000 円計上させていただいております。それから使用料及び賃借料ということで、事務所の借上料 132,000 円、これは月 1 回、1 ヶ月 11,000 円の 1 2 ヶ月分です。次の事業推進費の委託料 - 250,000 円ということで、これは合併研究会だよりの広報紙の入札差金分を減額させていただきました。以上でございます。

平元議長 ありがとうございました。ただいま事務局から第 5 号議案につきましてご説明申し上げました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

全員 なし。

平元議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。第 5 号議案平成 1 5 年度秦荘町・愛知川町合併研究会補正予算(第 1 号)について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 ありがとうございました。それでは原案どおり可決されました。

5 . 協議・報告事項

平元議長 続きまして、5 . 協議・報告事項に入ります。事務局の説明を求めます。

細江局長 それでは、協議・報告事項ということであげさせていただいております。(1)から(5)まで通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今日まで既に専門部会等につきましての報告、あるいは事務局案について研究させていただいた報告もさせていただいております。それと併せまして、去る 8 月 2 6 日には秦荘町の全員協議会、また 9 月 1 日には愛知川町の全員協議会におきまして概略説明をさせていただいております。本日につきましても概略になろうかと思えますけれども、説明をさせていただきます。また、分科会におきましては、人事、行政、電算、財政、企画の 5 つの分科会を設けさせていただいて、それぞれ研究・調査をさせていただいたところでございます。これを現段階全部まとめということで報告させていただきますので、ご協議をいただきたいと思います。

それでは、専門部会の報告ということで、『専門部会報告・分科会報告』という資料をご覧ください。まず最初に、行政内容現況調書というものを現在とりまとめ中でございます。両町の各担当者をお願いいたしまして、行政内容の現況調書のとりまとめをさせていただきまして、先月の 8 月 2 2 日までに事務局に提出いただきたいということを申し上げておりました。本日資料として出させていただいておりま

すのは調書の項目一覧表ということで、8月25日現在の項目一覧表をあげさせていただいております。1ページから23ページまでございます。

一番左端に各部会名で割り振りをさせていただいております、大項目につきましては、それぞれ町勢から土地利用状況など順次あげさせていただいております、23ページの一番最後の19番が関係行政機関等ということで、大項目につきましては19項目、それから、その右の中項目につきましては93項目、その次の項目(小項目)としましては416項目、一番右の細目(事務事業名)は1,271という数字になっております。ほとんど寄りましたけれども、まだ全部とりまとめが終わっておらないという状況でございまして、細目の1,271からもう少し増えるのではないかと思います。

専門部会報告ということで、この一覧表以外にそれぞれの各項目の調書を付けさせていただくといいわけですが、とりまとめ中でございまして、来週中にとりまとめをさせていただいて、17日ぐらいにこの研究会の議会代表から出ていただいております委員の方々にお配りさせていただくことを思っております。また、両町の総務課、それから合併研究会の方へそれぞれ1部ずつ、この調書を置かせていただくというように考えております。

それでは、(2)分科会報告の 人事・行政分科会の報告を天野次長から、 電算分科会の報告を北川班長から説明をさせていただきます。

天野次長 失礼します。それでは、まず人事分科会と行政分科会の活動状況につきまして報告させていただきます。資料の24ページから27ページでございます。人事分科会におきましては、人事・組織機構・給与調整等の面での調査研究を、そして行政分科会につきましては条例整備等につきましての調査研究をテーマにいたしております、両分科会のテーマにつきましては特に重要な項目でもありますことから、先ほど局長から説明がありましたように、去る8月20日に先進地視察研修を実施させていただいたところでございます。視察先は岐阜県の瑞穂市でございまして、両分科会及び事務局の計10名で訪問したところでございます。

瑞穂市につきましては、穂積町と巣南町という2町がこの5月1日に合併されたところでございまして、人口約4万7,000人、面積約28km²のまちでございます。もともと北方町を入れまして3町で合併協議を進めていたところでございますが、途中で北方町が離脱されまして、2町で合併協議を進められてきたというところでございます。合併協議会の経過や2町の概要につきましては、資料の24・25ページのとおりでございます。

研修の内容につきましては、法定協議会の概要等ということではなく、実際に合併するにあたりましての事務的な組織の進め方について研修させていただいたところでございます。例えば組織機構整備の進め方とか、人事配置の進め方、給与調整の進め方、電算システム統合の進め方、あるいは条例・例規整備の進め方、事務事

業の一元化作業の進め方等について教えていただいたところでございます。向こうの担当の、当時の合併協議会の方と質疑応答という形で研修を進めたところでありますため、資料としては特にないのでございますが、当研究会及び事務局といたしましては、瑞穂市で学びました内容等につきまして、今後の事務作業の参考にしていきたいと考えているところでございます。以上で報告を終わります。

北川班長 皆さん、ご苦労さまでございます。それでは、電算分科会の報告をさせていただきます。資料の２８ページから３１ページまででございます。現在、秦荘町・愛知川町で稼働いたしております電算システムの内容につきまして調査させていただきました。その内容につきましては、ハードウェア(機械)とソフトウェア(プログラム等)に分けて調査させていただきました。

ハードウェアにつきましては２８ページから記載させていただいております。ハードウェアの中で、大きく分けまして基幹系利用状況と情報系利用状況ということで分けさせていただきました。基幹系につきましては、住民基本台帳、国民健康保険、税、そして福祉関係という、基幹的な業務でございます。情報系につきましては、インターネット、Ｅメール、スケジュール管理、文書管理等の内部情報システムの的なものをあげさせていただきました。

基幹系につきましては、秦荘町と愛知川町の違いといたしまして一番大きなものは、秦荘町は一部の業務でオフィスコンピュータを利用しております。このオフィスコンピュータは事務処理を専用に行うコンピュータとなっております。また、サーバということでそれぞれ３台ずつ設置しておりますけれども、このサーバにつきましては同機種を利用しているということでございます。このサーバと言いますのは、クライアントサーバー型と言いまして、サーバがちょうどホストということで、中心になってパソコンより高性能なコンピュータを電算室等に置いて処理をしているシステムでございます。

情報系につきましては、ほぼ同じ機械の構成となっております。また、庁内ＬＡＮということで、ネットワークにつきまして記載させていただいております。秦荘町・愛知川町につきましては、ほぼ同一な構成となっておりますけれども、大きな違いは、秦荘町は基幹系と情報系のネットワークが別回線となっております。愛知川町は基幹系も情報系も同一の回線・回路の中で動いておりますけれども、基幹系と情報系の間にはファイアーウォールという装置が付いております。このファイアーウォールと言いますのは、外部からの不正侵入を防ぐ装置で、それが間に設置されております。

２９ページをご覧いただきたいと思います。この中には、インターネットの利用状況ということでそれぞれあげさせていただいております。それぞれ機械につきましては全職員に１台ずつ配置されております。また、ホームページにつきましては、秦荘町は平成１３年８月、愛知川町は平成１４年４月に開設されております。ホー

ムページの内容、安全対策についても、ほぼ内容は同じようになっております。

続きまして、ソフトウェアでございます。３０ページをご覧くださいと思います。電算システム現況調書 ということで、それぞれ業務の中のシステムを記載させていただいております。一つひとつ説明はいたしませんけれども、基幹系につきましてはほとんど同じシステムを利用しております。また一部、課単独で利用している単独業務につきましては一部違いがありますけれども、ほとんど同じシステムを使っているという状況でございます。

３１ページは、課の単独業務のことをあげさせていただいております。以上でございます。

細江局長 次に、（３）合併に係る行財政シミュレーション結果報告書について報告させていただきます。３３ページ以降でございます。まず最初に、財政シミュレーション結果、１．財政シミュレーションの位置づけということで書かせていただいております。秦荘町と愛知川町が、将来、単独で財政運営を行う場合（合併しない場合）と、合併して一つの自治体として財政運営を行う場合（合併した場合）のそれぞれについて財政推計（シミュレーション）を行い、比較検討、分析することを通じ、市町村合併の効果について財政の観点から検討を行うということであげております。

中ほどに推計期間ということで設定させていただいております。平成１６年度中に２町による合併が行われ、平成１７年度から合併後の会計年度がスタートするものとし、平成２６年度までをシミュレーションしたということです。

３４ページの上の表でございますけれども、これは合併しない場合の財政推計の前提条件ということであげております。それぞれこの前提条件によりまして、両町の財政の分科会においてまとめていただきました。２町がまとめていただいたそれぞれの町の財政推計を、単に合計させていただいたということでございます。これが３６ページの表でございます。３４ページの前提条件に基づいて、合併しない場合のそれぞれ単町ごとの財政推計をあげていただいて、それを事務局で単に合計させていただいたものをあげさせていただいております。このような結果になりまして、戻りまして３４ページの下の方で、（２）推計結果の概要ということでまとめさせていただいております。２町が近年の投資規模を維持しようとする、平成１６年度から歳入歳出の均衡がとれない状況になる。また、現在の積み立てている基金を取り崩しても、平成２１年度からは財源不足となることが見込まれる、ということでまとめさせていただきました。

次に、３５ページにつきましては、合併した場合の財政推計ということであげさせていただいております。真ん中の表は、推計の前提条件です。地方交付税は１０年間の合併算定替により保障されるということで、合併しない場合の財政推計額の交付税額をそのまま引用させていただいております。そこに、合併に伴います普通交付税あるいは特別交付税の支援措置がございますので、その分を考慮させていた

だいております。それから、国・県の支出金ということで、合併に伴います補助金を考慮しております。地方債につきましても、合併特例債の発行を考慮いたしております。

歳出では、人件費につきましては、後ほど説明させていただきますように、それぞれ特別職及び一般職の経費減少額を考慮させていただいておりますのと、類似団体の規模に合わせた程度に人件費、扶助費、その他経費につきましては縮減できることを考慮させていただいております。また、公債費、これは起債の償還額でありますけれども、これの合併特例債部分を、借入分を含めた形の元利償還分を計上いたしております。投資的経費につきましては、2町におきます合併特例債の建設事業分でありますけれども、充当可能額が約65億円という試算になりました。この合併特例債は全額ではなく、2分の1の分を充当した場合ということで、今回推計しております。32億5,000万円を借りたということで推計させていただいております。それが37ページに、合併した場合の財政推計結果概要ということであげさせていただいております。一番上の地方税につきましては、合併しない場合と同様でございます。地方交付税につきましては、地方交付税措置を考慮いたしております。うち特例債分をその下の欄にあげております。国・県支出金につきましては、合併の補助金を考慮いたしております。地方債の下に「うち特例債」ということで、3億円ずつ計上させていただいております。歳出は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その中で投資的経費の下の「うち特例債」ということで、65億円の半分の32億5,000万円を10年で均等に割って、3億2,500万円ずつ計上させていただいております。

それから、その下の表ですけれども、単年度財源不足・基金繰入額ということで、繰入後の収支が1億円程度になるということで試算しております。一番下が基金残高をあげさせていただいております。合併特例債、基金条例の特例債がございます。2町合併の場合、その財政支援は約11億円になるわけですが、毎年1億円ということで、10年間で10億円ということで、「うち特例基金」のところにその分をあげております。

こういう財政シミュレーションの結果、35ページの(2)推計結果の概要ということであげさせていただきました。平成17年度に約6,000万円の赤字になるものの、その後は各種経費の縮減効果と財政支援によって、平成26年度まで単年度の収支が黒字で維持できる。また、基金においても合併直後に減少するものの、約50億円近くが維持できるということでまとめさせていただきました。

次に、38ページ、これは初めて出させていただく表でございます、類似団体との比較による試算ということであげております。試算の目的といたしましては、市町村合併に関する検討・研究に資するため、類似団体との比較により、合併した場合の財政上の経費及び職員数の増減効果を試算する手法を提示することとする、

ということであげております。類似団体とは、それぞれの市町村が自らと態様が類似している団体の財政等の実態を把握し、身近な尺度として利用するために類型化したものあり、「人口」と「産業構造」により設定されているものであります。

(1)に書いておりますように、平成13年度普通会計決算額ベースであがっております。13年度の決算をもとにして、13年度の類似団体の市町村別財政指数表が最近公表されました。それに基づいて試算させていただいたものであります。試算の数値でありますけれども、あくまでも決算統計から示したものでありまして、中には各市町村の中で十分解決しなければならない項目もあるわけでございますが、一応目安ということで参考にさせていただきたいと思います。

秦荘町も愛知川町も、類型は -3 になっております。2町合併した規模でみますと -3 となり、人口1万8,000人から2万3,000人の場合が -3 となります。2町のそれぞれの数字、2町の平均、それとこの -3 に位置するよく似た市町村との数字を比較したものでございます。それが39ページにそれぞれの人口一人当たりの額として試算されておりますので、単に引用させていただいております。

一番上が歳入の状況でございます。左から、町税等をあげております。秦荘町の町税を見ますと107,690円です。あくまでも13年度普通会計の決算ベースでございます。愛知川町では190,963円でございます。それぞれの町の町税の決算額を足しまして2町の人口で割ったものが、計の欄でございます。人口一人当たり155,848円になります。2町を合わせた人口あるいは産業構造と類似した団体が(B)で、107,325円でございます。そういうような数字も活用しながら、今後の長期財政計画に反映していくということで、一つの目安として見ていただいたら結構かと思えます。

次に40ページの 特別職等の人件費軽減効果試算であります。41ページが一般職の人件費軽減効果試算、43ページから 合併算定替試算、45ページから 合併関連財政支援措置というところまであげております。40ページ以降につきましては、既に第5回の合併研究会の時に一度皆さん方に説明させていただいておりますが、それ以降変更させていただいて再度試算させていただいておりますので、その部分を説明させていただきたいと思います。

40ページは 特別職等の人件費軽減効果試算ということであげております。今回の試算の内容については、真ん中に書いておりますように、町議会議員が2町合わせまして26名でございます。その下に参考ということで、地方自治法第91条第1項の「人口1万人以上2万人未満の場合は22名」ということで定数が決められております。この22名に合わせさせていただいて4名減ということで試算させていただきました。それから、農業委員会委員につきましては5名減ということであげさせていただきました。第5回研究会で説明させていただいた時は、町議会議員は26名から24名という試算で説明させていただいたわけですが、法改正がなさ

れておりますので、２２名で試算させていただきました。なお、町議会議員・農業委員会委員とも、在任特例を適用させていただいた形で試算させていただいております。４０ページの一番下に、合併後１０年間で特別職等の人件費軽減効果額として、約６億８,０００万円という数字が出ております。

次に、４１・４２ページにつきましては、一般職の人件費軽減効果試算ということであげさせていただいております。これにつきましても第５回研究会で説明させていただいておりますけれども、その時には、類似団体の市町村別の財政指数表が古いものしかございませんでした。この１５年４月に新しい指数表が出ましたので、２町の規模に合わせたところの職員の定数を見ますと、１７０人程度という数字になっております。第５回の時には定数１８０人に設定して試算いたしておりましたが、今回１７０人で試算をやり直しております。あとにつきましては従来と変わらない試算方法でございます。４１ページの一番下に、合併後目標とする１０年度間で経費軽減額は４億４,２００万円余りというような数字でございます。合併後１０年間で、２町の職員２１４名が最終１０年後１７０人規模という形で調整をさせていただくという試算でございます。

次に４３・４４ページ、合併算定替試算でございます。これにつきましても前に説明させていただきましたのは、平成１２年度の普通交付税の算定替の試算表でございます。新たに平成１４年度の合併算定替を県にお願いしまして、していただきました。３．合併に関する交付税の推移ということで、平成１４年度算定の２町合計の普通交付税は１６億６,６１１万円という数字になっております。合併算定替の特例による２町合算の試算をいたしますと、１７億５,６７５万３,０００円という数字でございます。これにつきましては、合併後それぞれ毎年試算をしていただくということになりますが、１０年間は１７億円が保障されるということでございます。

４５ページ以降４７ページまででございますが、合併関連財政支援措置でございます。今まで両町それぞれ住民対話集会などの説明をさせていただいておりますし、以前にも説明させていただきました。しかし、４７ページの下から２段目、市町村合併推進体制整備費補助金、電算システムの変更、公共施設改修等、市町村補助金２億４,０００万円があがっております。以前説明させていただいたのは８,０００万円ということでしたが、再度県の方と確認させていただいたところ、２億４,０００万円ということで、１年分の金額しかあげておらなかったということで、大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。あとの財政支援については、以前の報告で説明させていただいたことと変わりございません。

以上で財政シミュレーション関係の説明を終わらせていただきます。次の２町合併における効果等につきましては、次長から説明をさせていただきます。

天野次長　それでは、２町合併の効果等につきまして、事務局案を説明させていただきます。資料の４８ページをご覧くださいと思います。前回の研究会でも、２町

合併の効果と課題ということで事務局案を説明させていただきましたが、今回はもう少し踏み込んで説明させていただきます。まず、2町が合併することの意義についてでございますが、2町の地域の歴史的・文化的な結びつき、地勢、都市規模の類似性、住民の日常生活でのつながり等から、全体として目指す方向が理解され、具体的に議論が深められる地域であると考えられます。このことから、1つ目としまして、対等合併が可能ということで、2町は人口規模や産業構造等が類似しており、実質的に対等な話し合いによる合併が可能ではないかと考えます。市を含む広域的な合併では、対等な話し合いができないという懸念が生じるのではないかと考えたところでございます。2つ目といたしましては、住民の顔が見える行政サービスの提供が可能ということで、2町合わせた面積は約38km²で、自動車では20分あれば端から端まで十分移動できる範囲であり、コンパクトでまとまりのある地域であることから、2町住民の顔が見える行政サービスの提供が可能ではないかと考えます。広域的な合併では、地域内の移動に時間がかかり、きめ細かな住民サービスが行き届かないことが予想されるのではないかと思います。3つ目といたしまして、個性あるまちづくりが可能ということで、2町であれば地域の独自性が発揮しやすい規模であり、2町の豊富な歴史文化資源を活用することにより、個性あるまちづくりの展開が可能ではないか、現実的な将来ビジョンが描きやすい規模ではないかと考えました。広域的な合併では、すべての地域の個性や独自性を全面に出すのは難しく、総花的になることが予想されます。以上の3点につきまして、2町が合併することの意義が見い出せるのではないかと思います。

次に2町合併で予想される効果ということでございますが、これも前回説明させていただきました項目の中から、いくつかにつきましてもう少し詳しく検討させていただきます。1つ目の住民の利便性の向上ということでございますが、秦荘町及び愛知川町の両町民の日常生活圏は、現在の行政区域を越えて周辺市町に広がっているとともに、両町間の行き来も増加しており、両町民は町境を意識して行動している人は少ないのではないかと。このことから、合併することによりまして、利用が制限されていた他町の公共施設が相互利用できますし、町内・町外で利用料金が定められている場合は、利用料金が安くなるという効果があると考えております。2つ目の少子高齢化に配慮した行政サービスの高度化・多様化ということでございますが、ビジョン・総合計画を見ますと、2010年には、秦荘町の高齢化率は20.5%、愛知川町の高齢化率は15.5%に達することが予測されておりまして、高齢化の進展によりまして、地域における高齢者への福祉サービスの充実が大きな課題となり、現在の行政単位では専門職を含めた人材の確保が困難となっております。しかしながら、合併することによりまして、従来採用が困難または十分に確保できなかった専門職の採用及び増強が図られ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。3つ目の広域的なまちづくりの展開ということでございますが、合併することに

よりまして、広域的な視点に立って道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施できると考えております。すなわち両町の一体的な取り組みが可能となりまして、例えば生活道路の連結は旧町境を越えてよくなることも考えられますし、将来的な取り組みといたしまして、国道 8 号線のバイパスや(仮称)湖東三山インターチェンジ、愛知川右岸道路等の大規模プロジェクトを活かしまして、広域的な観点に立ったまちづくりが実施できるのではないかと思います。4 つ目の行財政の効率化ということでございますが、役場の総務や企画等の管理部門の統合によりまして、専門職の確保が可能になるとともに、代わりに住民生活に直接関係のある福祉などの部門を手厚くしていくことができるとともに、一般職や特別職の減などにより経費が節減できると考えられます。特に経費削減効果につきましては、先ほども局長から説明があったような効果が生まれますし、また、合併に伴いまして、国や県からの財政的な支援を活用しながら、新町のまちづくりが効果的に促進できると考えております。

次の 5 1 ページに、まとめとしまして 2 点あげさせていただいております。1 つ目といたしましては、行政効率の追求のみを優先する人口規模の大きな組み合わせによる合併も一つの選択肢ではあるが、やはり歴史的・文化的な結びつき、地理的条件、住民の日常生活のつながり、住民相互の交流の活発化等から考えまして、住民に一体性が生まれる、しかも、目に見える、顔の見える範囲というのが、合併を考える上で最も重要ではないかということで、その点から言いますと、この 2 町は十分に目に見える範囲であり、地名を言っても、あそこはああたとすぐわかる、そういうレベルで具体的に議論ができる地域である。また、非常にコンパクトで手頃な規模であり、小規模であるがゆえに、住民ニーズに的確に対応することができる。さらに、合併後は住民意識の一体感が十分望め、住民と行政のパートナーシップによる、地域の特性を生かしたまちづくりがさらに期待できる地域であると思います。

2 つ目といたしまして、仮に合併しなくても、それぞれの町が効率的な行政運営を行えば、一定レベルの業務は実施していけると考えられますが、将来にわたりまして税収が大幅に増えるとは考えられず、特に高齢者人口の増加に伴う経費が年々増加していくことが予想され、各町の財政は苦しくなり、現在の行政サービス水準を維持していくことは難しくなると思います。したがって、まだ体力のあるうちに、次代を担う子どもたちの将来を考えるという視点からも、行財政の効率化を図りまして、2 町合併に伴う財政支援を受け、行財政基盤の確立を図っていくべきであると考えます。

以上、前回と今回にわたりまして、2 町合併についての効果なり課題、意義等につきまして事務局案をまとめさせていただきました。よろしくお願いいたします。

細江局長　それでは、(5)新町のまちづくりの基本的な考え方とまちづくりの基本理念と将来像ということで、企画分科会でまとめていただきました。前提条件といたし

ましては、新町のまちづくりの基本理念あるいは将来像は、新町建設計画の策定の過程で住民のアンケート調査、あるいは住民参加の策定委員会等で広く住民の意見を聞きながら作り上げていくというのが本来の原則になってございます。現段階におきまして、案といたしましては、住民と行政がパートナーシップに基づき、まちづくり計画として策定した両町の第3次総合計画を尊重し、合併への新たなまちづくりを期待して、研究会の分科会で案として作っていただきました。新町のまちづくりの基本的な考え方と、まちづくりの基本理念と将来像という構成でまとめていただきました。51ページは、新町のまちづくりの基本的な考え方というのでまとめていただきました。合併することによって、夢の持てるまちづくりがどのように展開されるか、その基本的な考え方を示したものでございます。「地方分権に対応した総合的な行政サービスを提供できるまちづくり」「両町がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、その特色をネットワーク化し、地域の新しい魅力を引き出すことのできるまちづくり」「住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり」「ふるさと都市機能の充実したまちづくり」「効果的な行政運営によるまちづくり」というようなことで、5つにまとめていただいております。

次に、基本理念を52ページにあげていただいております。基本理念については、新町で各施策を展開する上でどのような視点に立って進めていくかを表したもので、「人権尊重」と「環境保全」の視点に立ちながら、より豊かな暮らしを住民と行政のパートナーシップに基づき進めていきたいということでもまとめていただいております。『自然と人が輝き、より豊かさを協働で追求するまちづくり』ということを新町における基本理念ということであげております。

53ページには、新町の将来像ということで、新町の発足した10年後、財政基盤を確立し、地域の新しい魅力を引き出しながら、自然や人と人とのふれあいの中から、まちも人も元気なまちづくりが実現できるように、『新しい確かな文化～心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち』ということを新町の将来像とします。この将来像を実現するための具体的な取り組みということで、3つの分野に分かれております。「安心して生活でき、住んでいてよかったと実感できるまち」「ふれあい、学びあい、感動できるまち」「だれもが住みたくなる、魅力あふれる元気なまち」ということで、企画分科会で案としてまとめていただいております。

以上、専門部会あるいは分科会で研究調査していただいたものを、まとめということで報告させていただきました。

平元議長 ありがとうございました。皆さま方からご意見を拝聴しながら協議を進めていきたいと思いますが、ここで10分間休憩を取らせていただきます。再開は3時ということでよろしくお願いいたします。

暫時休憩

平元議長　ただいま事務局からは、専門部会の報告といたしまして行政内容現況調書についての報告、また、各分科会につきましてご報告申し上げます。これにつきましてご意見等を拝聴させていただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

辻野委員　３６ページに合併しない場合の財政推計結果概要がありますが、両町の分がまとめてありますので、できましたら、次の会でもよろしいのですが、２町に分けたようなものがあればもっとわかりやすいと思います。まるめたものが一つ書いてあるので、その上に内訳があればよりわかりやすいなと思うのですが。

細江局長　３６ページの資料でございますけれども、財政分科会でまとめていただいて、それを事務局が受けまして、それぞれの分を合計したものです。それぞれ各町ごとの財政推計を持っておりますので、次回にお示しさせていただきます。

辻野委員　私ばかり発言して申し訳ないのですが、５０ページのまとめですが、ここに掲げてあるというのは、これは私の個人的な考えでございますが、「合併ありき」というような考え方でプラス要因ばかり書いてあるのですが、もう少しマイナス要因も、研究会の成果としては書くべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

細江局長　ここにあげさせていただきましたのは、合併におけます効果ということであげさせていただきました。前回の時も「合併におきます効果と懸念事項」ということで、事務局案としてその時も出させていただきました。この研究会で案を申し上げまして、その後皆さん方からいろいろなご意見・ご指示等をいただきたいということで申し上げておりました。その時にも懸念事項ということでまとめておりましたけれども、やはり住民の方にわかりやすい情報の提供ということが望ましいということを考えておりますし、ここでは効果をあげておりますけれども、懸念事項も当然あげさせていただいて、その払拭策ということも掲げていくということを考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

平元議長　ほかに事務局案につきましてご意見はございませんか。ないようでしたら、総括的にご意見等々ございましたらいただきたいと思います。

辻野委員　今、会長が「総括的に」とおっしゃったのですが、これの総括という意味ですか。それでは、先日のお話に引き続き今日もいろいろお話を聞かせていただいたのですが、私の意見を述べてみたいと思います。今回で８回の研究会を重ねてまいっておりますが、先ほど事務局より今日までの研究の成果が説明されたわけでございます。これで研究会の研究は終了というわけではございませんが、おおよその研究すべき主なものはこれでできたのではないかなと思います。今後は秦荘町・愛知川町の議会におきましても十分に協議を行っていかねばならないと思いますし、また、住民の皆さまが本当に合併そのものをどのように考えておられるのか。一部今日まで何回かいろいろな方が漏らされて、一部の意見として承っておりますが、本当に両町全住民の皆さまの意見なのかということも、まだまだ検討をしていかな

ければならないと思います。

と言いながら、6月30日に知事より重点支援地域の指定も受けておりますし、研究会も立ち上げたのですから、ぱっぱっと進めていかなければならないと思いますが、合併協議会の設立の時期も来ておりまして、今後は法定協議会をいかにするのか、あるいはもう少し待つのかというようなことも検討せねばならないと思います。先日の新聞報道によりますと、つい2、3日前でございますけれども、合併調印をするといいながら途端に壊れたという事例が福井県でもございました。先ほど申しましたように、今後法定協議会を立ち上げるのであれば、非常に時間もございませんし、立ち上げると言いましても、議会承認であるとか、合併協議会をどういうふうに進めていくのだとか、いろいろな協議ごとがたくさんあると伺っております。そのようなことに対して、会長をはじめ事務局ではどのように今後のことをお考えなのか、お聞かせ願えればと思います。

平元議長 ありがとうございます。ほかに総括のご意見はありませんか。

水野委員 今日で8回目、合併研究会を持っていたいて、先ほど事務局から仔細にわたって大方の項目が前に進んでいるということで、大変ご苦労いただいている中で、元締めであります片山総務大臣が、法定期限平成17年の3月を目途に合併をするならば、この秋ぐらいには法定協議会を立ち上げなければならないと。そうすると、この2町がそういった足並み揃えてやるという今日までの研究会の中で、そういった決めがなければ、私は議会の研究会である程度、今年中、それはわかりませんけれども、早急に法定協議会を立ち上げる時期ではないかなと、もうそこまで来ているのではないかなと思います。時期的なことを考えて申し上げたわけですが、ご一考いただきたいと思います。

平元議長 ありがとうございました。ほかにございせんか。それではまず、事務局の今日まで考えてきたことはおおむね研究の成果としてご提案申し上げているわけでございます。今後の進め方等々について、事務的な考えもあろうかと思えます。まず、事務局よりその考え方を申し上げさせていただきたいと思えます。

細江局長 今ほどお二人からご意見をいただきましたが、事務局が今思っていることをここで発言させていただいて、またご協議をいただきたいと思えます。いろいろな場所、また総務省、今も話がございましたように、今年が大きな山場になると聞かされております。法定協議会あるいは合併に向けての法定期限内の成立というようなことを考えますと、やはり今年が大きな山場になると思っております。

1つは、以前も合併研究会ができましたからスケジュールというものを outs せていただきましたが、それは事務局としての単なるスケジュールでございましたが、やはりこの時点にきますと、スケジュールを outs せていただいて、その中身を検討もしていただきたいなということを考えております。それともう1つは、法定協議会の立ち上げの関係ですけれども、スケジュールを事務局案として outs せていた

いて、いろいろ協議をしていただいて、当然立ち上げ前に議会の議決をいただかなければならないということになるわけでございます。議会の議決におきましては、法定協議会の設置の規約を議決していただかなければならないということでございます。他の協議団体におきましては、任意協議会でその規約を詰められております。任意協議会であります当研究会においても、法定協議会の規約の協議をお願いしたいと思っております。規約の中には、メンバー等組織の関係も重要なところになってきますし、いろいろな項目の細部にわたってご協議をいただきたいと思っております。

立ち上げについては、その規約も議決を要するということで大事なわけですが、それ以外にたくさんの項目を任意協議会で協議していただかなければならない。それは今も合併研究会に幹事会規程あるいは専門部会規程・事務局規程・財務規程・会議運営規程・傍聴規程等いろいろあるわけですが、これも法定協議会のそれぞれの規約・規程を設けなければならないということになってまいります。諸々合わせますと13件程度はございます。それらすべてのご協議を事前にいただきたいということを思っております。

そこで、事務局といたしましては、次回の第9回合併研究会は10月1日、秦荘町役場で開催することになっておりますけれども、そこで事務局といたしましてスケジュール表、それから今申し上げましたいろいろな事前協議をしていただかなければならない規約・規程等の事務局案として、次回に出させていただこうかなという思いを持っております。そういうことでひとつご了解をいただきたいと思います。

平元議長　ただいま事務局から申し上げますとおり、以前にスケジュール案をご提案申し上げているわけでございますが、先ほど辻野委員、水野委員から貴重なご意見をいただいて、時間的な制約もございますし、2005年3月以降につきましの問題もございます。そういった中で現在の法律を最大限活用させていただくのであれば、年次計画等々立てさせていただきながら、事前の協議をお願いしたいといったことを事務局から申し上げさせていただきました。したがって、10月1日開催の会議において、事務局からスケジュール案、そして規約・規程案(約13件)をご提案申し上げて、次回の会議で皆さまと共々に詳細につきご審議をいただければありがたいと思っているわけでございますが、いかがでしょうか。

辻野委員　私が先ほど今後のスケジュールについて事務局の考え方を求めたのでありますが、その前にもう1点お尋ねしておきたいことがあるのですが、7月7日・12日に合併の講演会を行われ、その中で、少ないデータではございますが、アンケートの結果が出ておりますね。やはりそのアンケートの結果の扱いをどのようにされるのかということをお尋ねしておきたいと思っております。例えば「合併後のビジョンを早く示して民意を吸い上げてほしい」とか、「全住民の合併アンケートを実施してほしい」とか、非常に貴重な意見だと思うのですが、こういうアンケートを取られて、

今後のスケジュールはわかりましたが、それと並行してこういうものをどういうふうに処理されていくのか、お尋ねをしておきます。

細江局長　今回、秦荘町・愛知川町の２会場で合併講演会をさせていただきました。以前は、秦荘町は秦荘町、愛知川町は愛知川町で２回の住民対話集会をさせていただきました。その時それぞれの町の担当から説明させていただいていろいろ意見を求めてさせていただきました。

今回こういう合併講演会をさせていただきました。これは合併研究会が主催でありまして、「法期限内を見据えた２町合併」という前提のもとで講演をしていただきました。講師の先生は両町にまたがってまちづくりに貢献していただいた方ということで、十分地理的その他いろいろなことについて把握いただいております。結果、８１％以上の方が「合併は必要だと思う」という回答をいただきました。全体的な数字から見ますと、人数的には少ないかなという思いがあるわけですが、やはり以前に住民対話集会をさせていただきました人数と比べますと、やはり関心度は高まっているという思いを持っております。

既に合併研究会だよりの第４号・第５号で住民の方々に結果をお示しさせていただきました。その数字をどのような利用ということではないわけですが、研究会だよりにして結果報告をさせていただきました。中身にいろいろなご意見を記入いただいたところでありますが、即それがどのような反映になっていくかということとはなかなか難しいわけで、２町における新しいまちづくりをどのようにしていくかというところで、住民の方々と意見をいただきながら、また皆さん方に協議していただいて、アンケートを取らせていただくなり、そういうことにはなっていくかなと思いますけれども、そういうところでいろいろなご意見を反映していくべきではないかなというような思いでございます。よろしくお願いいたします。

平元議長　ほかにございませんか。

全員　なし。

平元議長　それでは、先ほど申し上げておりますとおり、次回１０月１日開催予定の会議において、事務局からスケジュール案、あるいは規約案等々についてご提案申し上げ、そこで詳細に協議させていただくということで、よろしゅうございますか。

全員　異議なし。

平元議長　ありがとうございます。それでは、１０月１日に事務局案としてご提案させていただきますながら、ご協議をさせていただきたいと思っております。

６．その他

平元議長　それでは、６．その他でございますが、皆さんから何かございますか。事務局からはありませんか。

それでは、本日の報告案件、また議案、そして協議・報告事項につきましては終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

細江局長 長時間にわたりましてご協議いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、本日も公共施設の見学ということで計画させていただいております。誠に暑い中でございますけれども、終わりましたら移動していただきまして、愛知川町の『ゆうがくの郷』、図書館とびんてまりの館が一緒になったものでございますけれども、ここを見学していただき、そこでまた説明をさせていただくことになっておりますので、終わりましたらすぐご移動をよろしくお願い申し上げます。

第8回の合併研究会につきましては、一旦ここで閉めさせていただきたいと思いますので、閉会のごあいさつを北川副会長からお願いいたします。

北川副会長 本日、第8回研究会をご案内申し上げ、全員のご出席をいただきまして、補正予算、また報告・協議事項といたしまして専門部会あるいは分科会の報告などをさせていただきました。その後皆さん方のいろいろなご意見をいただきまして、10月1日には法定協議会への方向ということで、規約や関連いたします諸事につきましてのご協議をいただくことになりました。ご承知のように、スケジュールといたしましては平成17年3月にはどうしても合併ということでございますし、その法期限を目途として進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

また、現在、合併しない場合につきましてもいろいろと協議がされまして、人口の少ないところの行政圏につきまして制限することにつき、全国町村会等と総務省の間でいろいろとまた話が錯綜^{さくそう}いたしておるようなところでございます。そんなことから、ぜひとも法定協の関係について皆さんの十分なお審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、引き続きまして『ゆうがくの郷』の見学をいただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、これもちまして閉会させていただきます。ありがとうございました。